

令和2年12月18日

関係機関 各位

群馬県知事 山本 一太  
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度  
及び要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月17日(木)に開催しました、第31回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく県内の警戒度を「3」から「4」へ引き上げ、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(12月19日(土)以降)を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(12月12日(土)以降)要請からの変更点

○警戒度「4」

○生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請(12/19~1/8)

○営業時間短縮要請の市町村の追加

・第1弾:桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市(12/15~12/28)

・第2弾:大泉町、邑楽町(12/22~12/28)

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(12月19日(土)以降)を御確認ください。

担 当:生活衛生・動物愛護係

T E L:027-226-2445

F A X:027-220-4300

e-mail:eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp